

青森県報

第四千二百二十九号

平成二十八年
三月三十日
(水曜日)

目 次

告 示

県立自然公園の区域の変更……………	(自然保護課) ……	一
県立自然公園に関する公園計画の変更……………	(同) ……	二
県立自然公園の特別地域の区域の変更……………	(同) ……	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉 保険課) ……	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) ……	三
道路の区域の変更……………	(道路課) ……	三
道路の供用の開始……………	(同) ……	四
電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	(同) ……	五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第一項の規定による公告……………	(県民生活 文化課) ……	五
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商工政策課) ……	五
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可……………	(東青地 民局) ……	七
土地改良区の役員の退任……………	(三八地 民局) ……	七
土地改良事業の工事の完了の公告の取消し……………	(西北地 民局) ……	七

土地改良区の役員の就任……………

土地改良区の役員の退任……………

教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令……………

(上北地域) …… 七
 (県民局) …… 七
 (下北地域) …… 八
 (県民局) …… 八
 (職員福利課) …… 八

告

示

青森県告示第二百三十一号

青森県立自然公園条例(昭和三十六年十月青森県条例第五十八号)第五条第一項の規定により浅虫夏泊県立自然公園の区域を次のとおり変更するので、同条例第六条第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により公示する。

なお、変更後の公園区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課 青森市役所及び平内町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更後の公園の区域

青森市内東青森林計画区三百一林班、三百二林班、三百五林班、三百六林班、三百九林班、三百十六林班及び三百十七林班の全部

青森市大字久栗坂及び大字浅虫の各一部

東津軽郡平内町内東青森林計画区四百十九林班から四百二十三林班まで及び四百三十二林班から四百三十五林班までの全部並びに四百三十一林班の一部

東津軽郡平内町大字土屋、大字中野、大字浪打、大字茂浦、大字稲生、大字東田沢、大字白砂、大字東滝、大字浅所及び大字福館の各一部

青森市大字久栗坂及び大字浅虫の地先海面の各一部
 東津軽郡平内町大字土屋、大字浪打、大字茂浦、大字稲生、大字東田沢、大字白砂及び大字東滝の地先海面の各一部

二 変更後の区域図

省略

青森県告示第百三十二号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第八条第一項の規定により浅虫夏泊県立自然公園に関する公園計画を変更したので、同条例第九条第二項において準用する同条例第八条第二項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園計画の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、青森市役所及び平内町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

公園計画

一 特別地域

1 第一種特別地域

青森市大字浅虫の一部

東津軽郡平内町内東青森林計画区四百二十一林班及び四百三十三林班から四百三十五林班までの各一部

東津軽郡平内町大字茂浦の一部

2 第二種特別地域

青森市内東青森林計画区三百二林班及び三百六林班の各一部

青森市大字久栗坂及び大字浅虫の各一部

東津軽郡平内町内東青森林計画区四百二十林班の一部

東津軽郡平内町大字土屋及び大字東田沢の各一部

3 第三種特別地域

青森市内東青森林計画区三百一林班、三百二林班及び三百六林班の各一部

青森市大字浅虫の一部

東津軽郡平内町内東青森林計画区四百十九林班から四百二十一林班まで、四百三十三林班及び四百三十五林班の各一部

東津軽郡平内町大字茂浦、大字稲生、大字東田沢及び大字白砂の各一部

二 道路

三 単独施設

施設の種類	位 置
車 道	起点 東津軽郡平内町（茂浦・県立自然公園境界） 終点 東津軽郡平内町（福館・県立自然公園境界）
歩 道	起点 青森市（久栗坂） 終点 青森市（浅虫）

施設の種類	位 置
園 地	青森市（湯ノ島） 青森市（浅虫） 東津軽郡平内町（大島） 東津軽郡平内町（椿山） 東津軽郡平内町（浅所）

野 営 場	東津軽郡平内町（大島） 東津軽郡平内町（椿山）
水族館	青森市（浅虫）

四 公園計画図

省略

青森県告示第百三十三号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第二十一条第一項の規定により浅虫夏泊県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更するので、同条例第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により公示する。

なお、変更後の特別地域の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、青森市役所及び平内町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更後の特別地域の区域

青森市内東青森林計画区三百二林班及び三百六林班の全部並びに三百一林班の一部

青森市大字久栗坂及び大字浅虫の各一部

東津軽郡平内町内東青森林計画区四百十九林班から四百二十一林班まで及び四百三十三林班から四百三十五林班までの各一部

東津軽郡平内町大字土屋、大字茂浦、大字稲生、大字東田沢及び大字白砂の各一部

二 変更後の区域図
省略

青森県告示第二百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類
株式会社 ロッシユ	八戸市大字石手 洗字泉筋五の五	通所介護
名称	住所	居宅サービス事業を行う所
リハビリデイサービス サンテ田面木	八戸市大字田面木三 の二	平成 二六・三・三五
指定年月日		

青森県告示第二百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定介護予防サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類
株式会社 ロッシユ	八戸市大字石手 洗字泉筋五の五	介護予防通所介護
名称	住所	介護予防サービス事業を行う事業所
リハビリデイサービス サンテ田面木	八戸市大字田面木三 の二	平成 二六・三・三五
指定年月日		

青森県告示第二百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局 田向南	八戸市大字田向字冷水三三の一	平成 二六・四・一

青森県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間		前 後 更 の 別		敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
			後	前	後	前			
1	国 道	四 五 四 号	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢四二の三から 三戸郡新郷村大字戸来字館神七二の二まで		後	前	五・五〇メートルから 五・三〇メートルまで	三六三・三〇メートル	
			三戸郡新郷村大字戸来字館神七二の二から 三戸郡新郷村大字戸来字馬場谷地五一の八まで		後	前	一・五〇メートルから 一・三〇メートルまで	三六三・〇〇メートル	
2	県 道	橋 向 五 戸 線	八戸市大字市川町字市川一〇〇の二から 八戸市大字市川町字市川五三の一まで		後	前	一・四〇メートルから 一・三〇メートルまで	二五〇・〇〇メートル	
			三戸郡五戸町大字上市川字中平二九の三から 三戸郡五戸町大字上市川字十文字辻一〇の一四まで		後	前	一・一〇メートルから 一・〇〇メートルまで	二五〇・〇〇メートル	
3	県 道	青 森 環 状 野 内 線	青森市大字金浜字伊吹九八の二から 青森市大字上野字有原二の五まで		後	前	一・八三メートルから 一・三三メートルまで	一三三・六〇メートル	
					後	前	一・五〇メートルから 一・〇〇メートルまで	一三三・六〇メートル	

青森県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 日
県道橋向五戸線	八戸市大字市川町字市川一〇〇の二から 八戸市大字市川町字市川五三の一まで	平成二八年三月三十日
	三戸郡五戸町大字上市川字中平二九の三から 三戸郡五戸町大字上市川字十文字辻一〇の一四まで	〃

青森県告示第二百三十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	弘前鯉ヶ沢線	弘前市大字元寺町三九から 弘前市大字元寺町三六の一まで

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人そよかぜ
- 三 代表者の氏名
大西 のり子
- 四 主たる事務所の所在地

八戸市大字長苗代字幕ノ内九の二
定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する障害者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すことを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）十和田複合商業施設
十和田市東一番町七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
 - 2 株式会社創建ホーム
十和田市東二十三番町一の一
代表取締役 中野渡健一
 - 3 金京源
十和田市東二十三番町一〇の二六
 - 4 金英輝
十和田市東十四番町四の四の六
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
 - 2 株式会社サンドラッグ

- 1 東京都府中市若松町一丁目三八の一
代表取締役 赤尾主哉
株式会社大創産業
- 2 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四
代表取締役 矢野博文
有限会社大池商店
上北郡東北町字上笹橋二
代表取締役 大池勇氣
株式会社メガネトップ
静岡県静岡市葵区伝馬町八の六
代表取締役 富澤昌宏
有限会社四次元ポケット
黒石市中川字花岡四一の一
代表取締役 葛西まゆみ
未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十一月十九日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
六、二一〇平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
五八三台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
一七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
三三三・五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
九四・〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 株式会社ユニバース
開店時刻 午前九時（ただし、年間十日は午前五時）

- (一) 閉店時刻 午後十一時
株式会社サンドラッグ
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時
株式会社大創産業
- (二) 閉店時刻 午前十時
開店時刻 午後八時
有限会社大池商店
- (三) 閉店時刻 午前十時
開店時刻 午後八時
株式会社メガネトップ
- (四) 閉店時刻 午前十時三十分
開店時刻 午後七時三十分
有限会社四次元ポケット
- (五) 閉店時刻 午前十時
開店時刻 午後七時
未定
- (六) 閉店時刻 午前九時
開店時刻 午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分（ただし、年間十日は午前四時三十分）から午後十一時三十分
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
八か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(一) 荷さばき施設
午前六時から午後九時
(二) 荷さばき施設
午前六時から午後九時
(三) 荷さばき施設
午前六時から午後九時三十分
(四) 荷さばき施設
午前六時から午後九時

(五) 荷さばき施設

午前六時から午後九時

(六) 荷さばき施設

午前六時から午後九時三十分

(七) 荷さばき施設

午前六時から午後九時三十分

八 届出年月日

平成二十八年三月十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十八年三月三十日から同年七月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年七月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森中部土地改良区の定款の変更を平成二十八年三月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年三月三十日

東青地域県民局長 近 藤 宏

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月三十日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	夏 坂 實	三戸郡南部町大字片岸字砂場一六の一	平成二六・三・四

土地改良事業の工事の完了の公告の取消し

平成二十五年三月十五日掲載の土地改良事業の工事の完了の公告は取り消します。

平成二十八年三月三十日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良区の役員の内

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員の内届出があつたので、同条第十七項の規

定により公告する。

平成二十八年三月三十日

上北地域県民局長 山田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	一戸 辰夫	三沢市六川目四丁目一〇七	平成六・三・二〇

土地改良区の役員
の
退
任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員
の
退
任
の
届
出
が
あ
つ
た
の
で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月三十日

下北地域県民局長 松宮 隆志

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	工藤 清四郎	むつ市大畑町水木沢三四の一四五	平成六・三・四
監 事	柳澤 都市秋	大畑町松ノ木一八〇の一	"

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第一号

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 教 育 事 務 一 般
関 係 学 校 所

平成二十八年三月三十日

青森県教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千九百八十円」を「六千円」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「二千七百七十円」を「二千七百八十円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------